

長 第 400 号
平成27年12月22日

市内 介護保険関係事業者 各位

総社市長 片岡 聡 一
(公印省略)

マイナンバー制度開始後の介護保険関係の手続きについて（通知）

日頃から、本市介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月以降、個人番号の指定・通知が始まり、来年1月から個人番号の利用や希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。

介護保険事業者等において、サービス利用者の個人番号を取り扱うことが想定される介護保険事務関係事務等の内容や留意点を下記のとおりまとめましたので、対応をお願いいたします。

なお、介護保険制度における個人番号の取扱いについての詳細は、介護保険最新情報 Vol. 506「介護保険分野等における番号制度の導入について(依頼)」を参照いただきますようお願いいたします。

記

1 個人番号を利用する介護保険関係の事務

(1) 個人番号を利用することができる介護保険関係事務について

介護保険制度においては、第1号被保険者の資格取得・喪失や保険料の減免、要介護認定申請等の受付時等には、基本的に保険者が利用者から個人番号の提供を受けることとしていますが、例えば、介護保険法第27条第1項に基づき、要介護認定申請の代行申請を行う場合など、介護事業者等が介護サービス利用者等に代わって、個人番号記載の申請書等を提出するような場合が想定されるため、次のとおり留意点をまとめましたので、対応をお願いいたします。

なお、各種申請については、原則として個人番号の記載を求めることとなりますが、申請者が自身の個人番号が分からず申請書等への記載が難しい場合等には、市町村の職員が検索し記載しても差し支えないこととなっていますので、個人番号未記載の場合でも申請を受け付けます。

個人番号欄が追加された各種申請書様式については、長寿介護課の窓口又は市ホームページ(http://www.city.soja.okayama.jp/tyouzuukaigo/kaigohoken_houkatusien/mainanba-yousiki.html)からダウンロードができますので、平成28年1月1日からの各種申請については、個人番号欄記載の様式を使用ください。なお、当面の間は、従来の申請書も引き続き御利用できます。

個人番号記載の申請書等を提出する際の留意点（厚生労働省通知 抜粋）

① 代理人として申請する場合

代理人が申請を行う場合、申請書を受け付ける際等に、（ア）代理権、（イ）代理人の身元、（ウ）本人の番号の3つの確認を本人確認のために求められることとなります。それぞれの場面で必要となる書類は次のとおりです。

（ア）代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われますが、これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認める書類で確認します。

（イ）代理人の身元確認

代理人の身元確認は、

（i）代理人の個人番号カード、運転免許証等

（ii）官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、保険者が適当と認めるもの（(a)氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの）（居宅介護支援専門員証等）

などによって確認します。これらによる確認が困難な場合には、代理人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類2つ以上の提示により確認します。

・ 2点で身元確認ができる書類

介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、介護保険の各種決定通知書（氏名・住所が記載されたもの）、住基カード（写真なし）、年金手帳等

（ウ）本人の番号確認

本人の番号確認は、原則として、本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われます。なお、これが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）や、住民基本台帳等により確認します。

② ①以外の場合

（ア）代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記載せずに提出します。

（イ）代理権のない使者として申請する場合

本人の代わりに使者として申請書の提出をするに過ぎない場合は、個人番号が見えないよ

う、申請書を封筒に入れて提出する等の措置を講じて提出します。この場合、本人から郵送により個人番号の提供をする場合と同様の本人確認措置（※）が行われます。

※ 本人による申請の場合の本人確認措置

本人が自ら申請を行う場合、保険者等で申請書を受け付けられる際等に、(ア) 本人の番号、(イ) 本人の身元の2つの確認を本人確認のために求められることとなります。それぞれの場面で必要となる書類（郵送の場合は、写しでも可）は下記のとおりです。

(ア) 番号確認

本人の番号確認は、本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われます。これらが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、住民基本台帳の確認等によって番号確認をすることが可能です。

(イ) 身元確認

本人の身元確認は、

(i) 個人番号カード

(ii) 運転免許証等

(iii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（(a)氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの）

などによって行われます。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上の提示により確認します。（介護保険被保険者証と負担割合証等）

・ 2点で身元確認ができる書類

介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、介護保険の各種決定通知書（氏名・住所が記載されたもの）、住基カード（写真なし）、年金手帳等

(2) 留意事項

上記のとおり、介護事業者は、本人から委任された権限の範囲内で個人番号を利用する事務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を利用することは認められません。例えば、申請時に視認した個人番号を事業所に記録しておき、それを利用して介護サービス利用者の情報管理を行うことなどは許されません。

個人番号が記載された申請書等のコピーを事業所等で蓄積することについては、法令上求められているものではありませんが、業務上の必要でコピーを蓄積する場合は、個人番号の記載箇所の黒塗り等での対応により個人番号が蓄積されないように注意をお願いします。

また、上記の通り行う申請が郵送による場合は、本人確認のための書類は、写しを提出することとして差し支えありません。

2 個人番号を利用する介護保険以外の事務

個人番号は、税や社会保険制度等に活用されるものであるため、介護事業者においては、従業員等の給与所得の源泉徴収の事務や健康保険・厚生年金保険被保険者資格の取得届等、様々な事務で個人番号を取り扱うこととなります。

これら、事業者としての個人番号の取扱いについては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会）を参照の上、各事業者において適切に個人番号の取り扱いをお願いします。

3 Q&A

Q1 民間事業者がマイナンバー（個人番号）を取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？

A1 原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用することはできませんし、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）をむやみに提供することもできません。また、マイナンバーを取り扱う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。具体的な措置については、特定個人情報保護委員会からガイドラインが示されていますので、そちらをご覧ください。なお、特定個人情報を不適正に取り扱った場合には、特定個人情報保護委員会から指導・助言や勧告・命令を受ける場合があるほか、正当な理由がないのに、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を提供した場合などには、処罰の対象となります。

特定個人情報の取り扱いにあたっては、内閣官房のホームページの資料を参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html#business>

Q2 事業者において、従業員のマイナンバーを取り扱うのと利用者のマイナンバーを取り扱うのとでは、違いがあるのですか？

A2 違いがあります。従業員のマイナンバーを取り扱う場合（従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する等）、事業者は番号法上の「個人番号関係事務実施者」にあたり、その業務の範囲等も法令上定められているものとなります。

一方、利用者の個人番号の取り扱いについては、介護保険法第27条第1項に基づく要介護認定申請の代行申請を行う場合等も、利用者やその家族との合意に基づいて行われるものとなります。

取扱いにおける罰則についても違いがあります。（Q3参照。）

Q3 番号法にはどのような罰則がありますか？

A3 番号法では、個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くなっています。具体的には下の表のとおりです。

〔民間事業者や個人も主体になりうるもの〕 主体	行為	法定刑
個人番号利用事務，個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者	正当な理由なく，業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し，または盗用	4年以下の懲役 または 200万円以下の罰金（併科されることもある） 3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金（併科されることもある）
主体の限定なし	人を欺き，暴行を加え，または脅迫することや財物の窃取，施設への侵入，不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役または150万円以下の罰金
	偽りその他の不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること	6ヶ月以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め，質問，立入検査を受けた者	虚偽の報告，虚偽の資料提出，答弁や検査の拒否，検査妨害など	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

Q4 故意でなく個人番号や特定個人情報等が漏えいしてしまった場合でも罰則が適用されますか？（例：サイバー攻撃等で情報が漏れた場合等）

A4 過失による情報漏えいが発生した場合について，即座に罰則が適用されるということはありません。ただし，漏えいの様態によっては，特定個人情報保護委員会から改善を命令される場合があります。それに従わない場合には，罰則が適用されることはありえます。以上は刑事罰の場合ですが，民事の場合は，過失でも損害賠償請求をされる可能性はあります。

【参考】刑法法規の解釈・適用は裁判所や捜査機関の権限となりますので，一般論となりますが，特定個人情報の漏えい起きた場合には，番号法第67条から第75条に基づき，罰則の構成要件に該当すれば，処罰されます。これらの罰則は，故意がなければ構成要件を満たしません。

Q5 マイナンバー（個人番号）を使って、従業員や顧客の情報を管理することはできますか？

A5 マイナンバーは、法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の手続き以外で利用することはできません。これらの手続きに必要な場合を除き、民間事業者が従業員や顧客などにマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報を収集し、保管したりすることもできません。

法律や条例で定められた手続き以外の事務でも、個人番号カードを身分証明書として顧客の本人確認を行うことができますが、その場合は、個人番号カードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。

Q6 個人番号が記載された書類等を利用して、個人番号関係事務以外の事務で個人情報データベース等を作成したい場合は、どのように作成することが適切ですか。

A6 個人情報保護法においては個人情報データベース等の作成に制限を設けていないことから、個人番号部分を復元できないように当該部分を黒塗りする等のマスキング処理をして個人情報保護法における個人情報とすることにより、個人情報保護法の規定に従って個人情報データベース等を作成することができます。

Q7 個人番号を各種申請書等に記載することになるにあたり、個人番号を把握していない者、失念した者、個人番号カードを携帯していない者等が申請を行うことはできないのですか？

A7 申請書等に個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることに鑑み、各種申請を初めて行う際には、原則として個人番号の記載が求められます。その際、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳ネットワークを用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこととなっています。

また、同一の給付に係る2回目以降の申請等の際には、保険者において当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口において個人番号の記載を求めないこととしても差し支えないこととされています。さらに、高額介護サービス費の支給等について、申請書の記載内容の工夫などにより実質的な申請は初回時のみで足りるようにしている場合には、番号制度の施行以前に既に初回時の申請が行われている者については、改めて番号の記載された申請書の提出を求めなくても良いこととなっています。

Q8 認知症であり、かつ、家族や成年後見人のいない利用者等が施設に入所している場合、マイナンバーの管理はどのように行えば良いですか？

A8 通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報が記載された書類については、利用者本人、家族や成年後見人等の代理人が保管することが基本です。ただし、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見人等の代理人がない場合など、これによることが困難な場合は、施設において保管しても差し支えないです。また、この場合は、以下の取扱いとすることとされています。

(ア) 可能な限り、施設に特定個人情報が記載された書類の保管を委託することについて、利用者本人の意思を確認すること。

(イ) 特定個人情報が漏えいすることのないよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会）を参考にして、適正に取り扱うこと。また、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、通知カードや個人番号カードなど個人番号をマスキングすることができない書類を除き、個人番号部分を削除又は復元できない程度にマスキング等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管することが望ましいこと。

(ウ) なお、家族や成年後見人等の代理人がいない利用者については、利用者本人による通知カード等の保管が困難となった場合の取扱いについて、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこと。

※施設で特定個人情報を保管する場合は、例えば以下の場面を想定しています。

- ・施設に通知カードが届いた場合
- ・利用者本人が、通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報を管理していたものの、その後、心身の機能や判断能力の低下等により、当該書類の保管が困難となる場合等

4 マイナンバーの記載及び本人確認が必要な主な手続に係る申請書・届出書（抜粋）

- ・介護保険被保険者証等再交付申請書
- ・介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書
- ・（暫定）介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・（暫定）居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・（暫定）居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能型）
- ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（自己作成分）
- ・介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書
- ・介護保険基準収入額適用申請書・介護保険負担限度額認定申請書
- ・介護保険特定負担限度額認定申請書

総社市 保健福祉部 長寿介護課 介護保険係 〒719-1192 総社市中央1-1-1 TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385 E-mail choju@city.soja.okayama.jp
